

新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業者に係る水道料金減額  
取扱要綱

令和2年5月21日  
(部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第16条に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい状況に置かれた本市の事業者の経済的負担を軽減するため、那覇市水道給水条例（平成9年那覇市条例第37号。以下「条例」という。）第32条の規定により水道従量料金の減額について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道従量料金 条例第23条第1項の規定による従量料金をいう。
- (2) 申請者 水道従量料金の減額を求めて申請する者をいう。
- (3) 給水契約者 条例第13条の規定による給水契約を申し込み、その承認を得た者をいう。
- (4) 対象事業者 那覇市が実施する那覇市頑張る事業者応援事業給付金の認定を受けた者をいう。
- (5) 管理者 那覇市上下水道事業管理者をいう。

(水道従量料金の減額)

第3条 申請者は給水契約者とし、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。

- (1) 対象事業者であること。
- (2) 使用する建物等の一角に対象事業者が入居しており、かつ、当該対象事業者が当該一角で事業を行っていること。

2 水道従量料金を減額する期間は、令和2年4月分から6月分までの3か月分とする。ただし、管理者が適正な減額処理のために必要と認めると

きは、その期間を延長する。

- 3 水道従量料金を減額する額は、管理者が対象事業者の使用水量に係る従量料金として算定した金額の2分の1の額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(減額の手続き)

第4条 申請者は、那覇市水道給水条例施行規程(平成10年那覇市水道局規程第2号)第23条の規定にかかわらず、次に掲げる書類を管理者に提出するものとする。

- (1) 水道料金減額申請書(以下「申請書」という。第1号様式)
- (2) 那覇市頑張る事業者応援事業給付金支給決定兼確定通知書(以下「通知書」という。)の写し

- 2 前項の場合において、管理者が必要と認めるときは、申請者に減額の認定に必要な情報の提供を求めることができる。

- 3 申請者は、対象事業者の転居等により減額に係る事実に変更が生じた場合は、事情変更届(第2号様式)により管理者に速やかに届け出なければならない。

- 4 前条第1項第2号に規定する申請者は、対象事業者に前3項の手続きを委任することが出来る。

- 5 前各項に規定する書類の提出期限は令和3年2月26日までとし、郵送による場合は令和3年2月26日までの消印を有効とする。

(審査及び減額の決定)

第5条 管理者は、申請書及び通知書が事務所に到着したときは、その内容を速やかに審査しなければならない。この場合において、水道従量料金を減額することが適当であると認めたときは、第3条第3項の規定により減額する額を決定する。

- 2 前項の場合において、水道従量料金を減額する額、減額後の水道料金その他必要な事項を申請者へ通知するものとする。

- 3 第3条第1項第2号に規定する者への減額の通知は、当該申請者に加え、対象事業者に対しても行う。

- 4 第3条第1項第2号に規定する申請者は、減額の決定を受けた場合は

速やかに対象事業者が支払う水道料金から減額相当額を控除、又は還付しなければならない。ただし、対象事業者の同意があったときは、この限りでない。

5 管理者は、次に掲げる事項に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、減額した額の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 前条第3項による届出その他の理由により、減額の要件に該当しない理由があると認めるとき。

(2) 申請者が前項の規定による手続きを行わないとき。

(3) その他管理者が必要と認めるとき。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この要綱は、令和2年5月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。